

桜花学園大学

**平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書**

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、桜花学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学の基本理念や目的は、桜花学園の建学の精神「心豊かで、気品に富み、洗練された近代女性の育成」に基づき、「学校法人桜花学園の設置目的である信念のある女性を育成することを基本目的とし、広く知識を授け、高い教養と専門的能力、豊かな人間性をかねそなえた優れた人材を育成する」と、学則に明記されている。この基本理念や目的は、入学式などの理事長挨拶、学長告示、必修科目「基礎演習Ⅰ」などで周知されるとともに、大学のホームページや大学案内などで学内外に示されている。

大学は人文学部（平成 21(2009)年度から学生募集を停止し、学芸学部に改組転換）と保育学部で構成され、教養教育科目と専門教育科目が組織的に配当され、運営されている。また、両学部に基礎を置く大学院人間文化研究科及び「桜堂記念図書館」「生涯学習研究センター」など附属施設が関連性を保ちながら、適切な教育研究組織を構成している。

学部、学科、研究科の教育目的・目標と教育方針は明確に設定され、学則に基づいて教育課程が適切に編成されている。学生の学習などへの支援体制は、基礎演習（ゼミ）担当専任教員を中心に関係委員会、事務局教務課、学生課が連携する体制を構築し、適切に機能している。学生による授業評価は毎年実施され、その結果は FD 委員会での検討、学生との意見交換を経て授業改善に役立てている。

学部・学科のアドミッションポリシーは明確にされている。また、学生へのサービス体制は教職員と学生との間に「学部学生委員会」が組織され、相互支援活動が展開されている。

教員数は大学設置基準を上回る人数が確保され、その配置も適切にされている。教員の採用・昇任、教育担当時間や研究費は各規程に沿って適切に運用されている。

職員は、規程に基づき、業務目的や内容に応じて必要数が確保され、能力や資質、専門性、実務経験、技術力などを考慮して適切に配置されている。採用・昇任・異動や職員の資質と能力向上のための取組みは適切かつ効果的になされている。

大学の目的を達成するために設置者の管理運営体制は寄附行為に基づき整備され、適切に機能している。管理運営に関する大学役職者などの選考や採用についても諸規程で明示されている。また、管理部門と教学部門の連携も適切である。

財務状況は、現状では必ずしも安定しているとは言えないが、大学学部の改組転換の中で帰属収支差額の改善を目指した中・長期計画を立案し、将来を見据えた運営が図られている。会計処理は諸規程に基づいて適切に実施され、財務情報は公開されている。

キャンパスは名古屋キャンパスと豊田キャンパスに分かれているが、ともに教育研究活動の目的を達成するための施設設備として整備され、学生生活に潤いの場を提供する配慮をした維持・運営がされている。

保育学部は、愛知県における保育士研修において重要な役割を担っている。人文学部は「連句まつり」（「全国高等学校付け句コンクール」を含む）など特色ある事業を計画・実施している。また、豊明市及び豊田市教育委員会と「連携に関する覚書」を締結し、活動している。

独立した体系的な組織倫理規程は制定されていないが、学則第1条で社会的責任に触れ、「制裁規程」「セクシャルハラスメント防止ガイドライン」などを設けることにより、社会的機関として必要な組織倫理を確立し、適切に運営している。

平成21(2009)年度から人文学部を改組転換し、「多くの授業を英語で実施する」などの特色を有する学芸学部英語学科が開設された。また、これを機に大学の本部移転とキャンパスの名古屋キャンパスへの一元化が具体的に動き出した。この一連のプロジェクト完了時には、「大学全体の教育研究体制の発展的構築等」が達成されていることを期待したい。

III 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

大学の基本理念や目的は、桜花学園の建学の精神「心豊かで、気品に富み、洗練された近代女性の育成」に基づき、「学校法人桜花学園の設置目的である信念のある女性を育成することを基本目的とし、広く知識を授け、高い教養と専門的能力、豊かな人間性をかねそなえた優れた人材を育成する」と学則第1条に明記している。この基本理念や目的は、入学式などの理事長挨拶、学長告示、必修科目「基礎演習Ⅰ」などで学生に、辞令交付式で新採用教職員に周知されるとともに、学園報や大学のホームページ、大学案内などで学内外に示されている。

大学の使命・目的は、学則に明記するとともに「保育学部の基本的使命」「保育学部の中期目標」「人文学部の基本理念」及び「桜花学園大学の教員養成の理念」を策定することにより、学生と教職員の共通認識を図っている。

現時点では、大学としての統一的な理念・目標は、必ずしも明確ではなく、また、大学の基本理念や使命・目的などの学外公表は十分とは言えないが、学部の改組転換、本部機能移転というプロジェクト完了時には、盤石な教学体制の構築のもと、ホームページの充実を含め整備されるものと期待できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は人文学部（平成 21(2009)年度から学生募集を停止し、学芸学部に改組転換）と保育学部で構成され、両学部に基礎を置く大学院人間文化研究科及び「桜堂記念図書館」「生涯学習研究センター」など附属施設がそれぞれ相互に関連性を保ちながら適切な教育研究組織を構成している。

キャンパス統合が進行中であり、「桜花学園将来計画検討委員会」が設置され、全学園的な改革課題の検討・調整を行う体制が整備されようとしている。

教養教育は、専門教育との有機的な関係性の中で実施するという基本方針のもとに、教務委員会が課題を検討し必要な改善を図っている。

教育研究に関する意思決定は、学科会議・教務委員会など各種委員会・教授会・大学評議会と組織的に意思決定ができるよう整備され、学習者の要求に対応できる仕組みとなっており、十分に機能している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

教育理念の具現化に向けて学部、学科、研究科ごとに教育目的・目標と教育方針が明確に設定され、学則に基づいて教育課程が適切に編成されており、学習効果に配慮した指導が学生になされている。学芸学部は、学生にパーソナルコンピュータと iPod を配付し、管理システム（Moodle）を運用した e ラーニングによる学習を展開している。保育学部は教育理念を「3つの目標と 9 つの課題」として定式化し、「学生の社会参加と自己実現」を通して専門的力量の形成を目指した学習が展開されている。人文学部は「インターンシップ」「ビジネスフィールドワーク」など体験的・実践的な学習を通して学習意欲の向上を図っている。いずれの学部も、小集団、少人数制の教育活動が可能である利点を生かした専任教員による基礎演習（ゼミ）の充実を図っている。

全ての授業科目は学生から評価を受け、その結果は FD 委員会の検討を経て「学生フォーラム」に報告され、意見交換を図っている。

【参考意見】

- ・CAP 制を設定しているが、履修単位数が上限を超えるケースもあるため、適切な指導・助言が望まれる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

学園の建学の精神である「心豊かで、気品に富み、洗練された近代女性の育成」について、「参加・共同・創造」及び「幅広い教養・論理的創造的思考力・実践的英語コミュニケーション能力」など、学部ごとに教育目標・内容に集約し、大学案内・入試ガイド・ホームページでアドミッションポリシーとして、その周知を図っている。

学生への学習支援体制については、学部ごとに開始年次は異なるが、基礎演習（ゼミ）を基にした個別支援体制（チュートリアルシステム）が、専任教員と事務局教務課・学生課との連携により機能している。

学生へのサービス体制は教職員と学生との間に「学部学生委員会」が組織され、「学部フォーラム」「学部学生卒業式」「就活と卒研を応援する会」の企画・運営を共同して行うなど相互支援活動が展開されている。また、学生会役員・ゼミ代表・大学祭実行委員が実施する「謳歌議会」は大学生活上の諸問題を協議・研修の場となっている。そこで出された要望・提案事項を、大学は学生生活の向上を図るための改善策に生かしている。

学生に対する就職・進学支援は教員組織である「就職委員会」が学生課との連携を図ることで、2年次より組織的になされている。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

教育課程の遂行に必要な教員組織は、大学設置基準や免許・資格などの関係で定められている基準を満たしており、全体として適切に整備されている。授業科目の多くは専任教員が担当しており、適切に配置されている。人文学部の学芸学部への改組転換の進行に伴う教員の再配置も計画的に進められている。

教員の採用・昇任の方針は、「教員資格審査基準」及び「教員の昇格に関する規程」に明確に規定されており、適正に運用されている。また、教員の募集は公募及び推薦で行われている。

教育研究目的を達成するための、教員の教育担当時間は適切に配分され、研究費も一般及び特別の各規程に沿って、教授から助手まで適切に配分されている。

学生による授業評価は毎年実施され、教員はその結果を授業改善に役立てている。また、保育学部・人文学部ともにFD(Faculty Development)活動に取組んでいる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員は、「事務組織及び事務分掌規程」に基づき、業務目的や内容に応じて必要数が確保され、能力や資質、専門性、実務経験、技術力などを考慮して適切に配置されている。採用・昇任・異動については、就業規則により方針が示され、適切に運用されている。

資質・能力向上のための研修、SD(Staff Development)については、「夏季研修会」「春季研修会」などの職場研修会において当面する諸課題についての学習が行われるとともに、「自宅研修に関する内規」に基づき、自宅研修、自己研鑽がなされている。また、文部科学省、日本私立大学協会などの主催による外部研修に職員を積極的に参加している。その研修内容を「職場研修会」「朝の打ち合わせ会」などで全職員に報告させることにより、共有化を図っている。これらの研修によって、職員の資質・能力の向上のための取組みは適切かつ効果的になされている。

教育研究支援のための事務体制は、教員組織と事務組織との連携・協力により円滑に進められている。なお、外部資金獲得を職員がバックアップするための「外部資金導入推進委員会」を平成 21(2009)年 4 月に立上げている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

学校法人の役員は理事 9 人、監事 2 人で、また、評議員は 20 人で構成されている。いずれも寄附行為に基づいたものであり、理事会は意思決定機関、監事は監査機関、評議員会は諮問機関としてその任務を全うし、私立学校法及び寄附行為は遵守されるとともに、大学の目的を達成するために設置者の管理運営体制は整備され、適切に機能している。また、管理運営に関わる大学役職などの選考や採用に関する規程は、大学学則、大学院学則「大学学長選考規程」「大学学監選考規程」「大学研究科長・学部長等選考規程」「大学評議会規程」及び「教授会規程」などにより明確に示されている。

教学責任者たる大学長は、学部教授会を経て大学評議会で決議された教育研究事項のうち、学則改正や人事案件などを理事会に提案し、理事の一員として経営責任を分担することにより教学面と経営面との調和を保持しつつ、所属職員を統督している。理事会決定事項については、大学長から大学評議会・教授会へ、部長から職員へ周知することにより、管理部門と教学部門との連携を密にしている。

自己点検・評価については、教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、恒常的な実施体制を学則に定めている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

財務状況は、現状では必ずしも安定しているとは言えないが、改組転換による退職者及び教育課程の見直しによる人件費の削減、キャンパスの移転・統合による経費削減などを柱とした帰属収支差額の改善を目指した中・長期計画を立案し、将来を見据えた運営が図られている。

会計処理は学校法人会計基準に準拠し、学園規程の寄附行為、「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」「固定資産の取扱い及び物品購入規程」などに基づいて適切に実施されている。会計監査は、監査法人による会計監査及び法人監事による監査が適正に行われている。

財務情報は、全学園教職員に対しては「法人ニュース」を配付することにより資金収支計算書・消費収支計算書及び貸借対照表の公開を行っている。学外については、ホームページ上で公表している。また、利害関係者からの閲覧請求に対しては法人本部で開示対応が行われている。

教育研究充実のための外部資金導入については、健全な運用利息の增收を図る努力とともに、科学研究費補助金の申請件数及び採択件数の増加を企図して、「外部資金導入推進委員会」を設置するなど、なお一層の組織的な取組みを目指している。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

キャンパスは名古屋キャンパス（大学本部・保育学部・学芸学部）と豊田キャンパス（人文学部・大学院人間文化研究科）の 2 つの校地に分かれ、各々の校地・校舎などは大学設置基準に照らし、教育研究活動の目的を達成するための施設設備として十分である。また、学内には、校舎・図書館・体育施設・情報関係施設などが整備され有効に活用されている。

両キャンパスとも耐震基準を満たしており、建物の安全性は担保されている。バリアフリー化に対しては、名古屋キャンパスへの統合を視野に計画的な推進が予定されている。消防設備、電気設備、エレベーター設備などの保守については、専門業者に委託して定期的に点検・整備が行われ、消火・避難訓練及び緊急対応訓練は、地元消防本部の指導のもと、毎年実施している。警備は機械警備とともに常駐・巡回警備体制をとり、安全管理に努めている。学内全面禁煙には至っていないが、喫煙場所を設置することで分煙対策を講じている。

清掃・庭木の剪定など学内美化に努め、また、名古屋キャンパスでは茶室に日本庭園を併設し、食堂横には滝を設けるなど、学生生活の潤いの場を提供することで快適な環境を保持している。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

保育学部は、愛知県における保育士研修において、大学施設の提供、研修講座プログラム編成のコーディネート、保育学部専任教員による講座の担当など、物的・人的資源を提供するという重要な役割を担っている。人文学部は生涯学習研究センターの事業として、「サロン式講座」「とよたキャンパス連句まつり」(「全国高等学校付け句コンクール」を含む)など特色ある事業を計画・実施している。また、「発達教育相談室」「観光総合研究所」も独自の活動を通して地域社会に貢献している。

大学は、愛知県内の4年制大学間の「単位互換に関する包括協定」に参加し、他大学生の履修を受入れている。また、人文学部は、平成11(1999)年以来大韓民国・又松大学校と学生の相互交流を実施している。さらに、豊明市教育委員会、豊田市教育委員会と「学校教育及び生涯学習の諸課題の解決と充実を図る」ことを目的とした「連携に関する覚書」を締結し、活動している。

【優れた点】

- ・大学が豊田市他と共に「とよたキャンパス連句まつり」(高校生を対象とした「全国高等学校付け句コンクール」を含む)は、ユニークかつ有意義な企画として評価できる。
- ・保育学部が単位認定している「海外幼児教育インターンシップ」(ニュージーランドの保育機関)に、学生が意欲的に参加していることは評価できる。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準11を満たしている。

【判定理由】

学則第1条において社会的責任を明確にし、その行動基準として「就業規則」を定めるとともに、「制裁規程」を設けて組織倫理に反する行為への厳正な対処を定めている。また、「セクシャルハラスメント防止ガイドライン」「セクシャルハラスメント防止委員会規程」「個人情報保護に関する規程」「公的研究費不正防止に関する管理・監査に関する規程」を設けることにより、社会的機関として必要な組織倫理を確立し、適切に運営している。

危機管理については、「防火管理規程」を制定し、組織を整え、防火・防災に備え、地元

消防署との連携において防災避難訓練を実施している。また、地震体験車による体験経験、事故発生第一発見者の緊急対応用の「事故発生救急連絡体制」の掲示、AED（自動体外式除細動器）設置などを行っており、これらによって危機管理の体制は整備され、適切に機能している。

大学の教育研究の成果は、保育学部、人文学部とも「研究紀要」として発行されるとともに、電子化媒体（CD-ROM）でも公表されている。また、公開講座及び「観光総合研究所」主催講座も学内外に認知されており、広報活動体制は整備されている。